

農業所得の収支内訳書と生命保険料控除

市県民税・所得税の申告期間は2月16日（木）から3月15日（水）までです。例年、相談会場は大変混雑します。事前の準備で申告を円滑に済ませましょう。

☎ 税務課市民税担当 ☎ 71・3111 ☎ 72・2065

1 農業所得収支内訳書の作成

以下を参考に、収支内訳書を完成させましょう。

☑ 申告に向けて準備を始めましょう

- ①収入・必要経費などの書類の記帳・保存をします。
- ②収入・必要経費などの年間金額を計算します。
- ③②の金額を、収支内訳書へ転記し、農業所得額を算出します。
- ④税務署または市の申告会場で申告します。
※農業所得の他に所得がある場合は、収入が分かる書類（源泉徴収票など）や所得控除に関わる書類も一緒に持参してください。



☑ 農業収支計算ソフトを活用ください

市ホームページに申告用「農業収支計算ソフト」を掲載しています。収入や経費などを入力すると収支内訳書を作成することができ、減価償却費の計算も簡単にできます。パソコンを使用しない場合は、月ごとの収支をまとめるための簡易表を税務課（1階17番窓口）および各支所地域課に備え付けてありますので利用ください。



(注1) 申告の際、領収書の提出は不要です。なお、5年間は保管が必要です。
(注2) 収支内訳書は必ず「提出用」を申告書に添付してください。

2 生命保険料の算出方法

生命保険料控除は、新契約（平成24年1月1日以降に契約したもの）と旧契約（平成23年12月31日以前に契約したもの）では取り扱いが異なります。申告書の計算方法により記入してください。

●新制度契約（平成24年1月1日以降の契約）

控除種別	保障内容	限度額
一般生命保険料控除	遺族	4万円（2万8,000円）
介護医療保険料控除	介護医療	4万円（2万8,000円）
個人年金保険料控除	老後	4万円（2万8,000円）
合計控除限度額		12万円（7万円）

●旧制度契約（平成23年12月31日までの契約）

控除種別	保障内容	限度額
一般生命保険料控除	遺族介護医療	5万円（3万5,000円）
個人年金保険料控除	老後	5万円（3万5,000円）
合計控除限度額		10万円（7万円）

※（ ）内は市県民税の所得控除限度額

相談会

申告相談会

●相談会の日程

会場	期間	会場	期間
明科支所 2階会議室2	2月1日(水)～ 6日(月)	市役所本庁舎 1階17番窓口	2月16日(木)～ 3月15日(水)
三郷支所 2階講義室	2月6日(月)～ 15日(水)	穂高支所 別館大会議室	2月16日(木)～ 3月15日(水)
堀金支所 3階会議室1	2月7日(火)～ 10日(金)		

※受付時間は平日の午前8時30分～11時、午後1時～4時。
※会場が昨年と異なりますので、ご注意ください。

申告書の書き方が分からない人を対象に申告の相談会を開催します。どちらの会場へお出掛けいただいても構いません。営業、農業、不動産などの所得がある人は、収支内訳書が必要です。必ず事前に作成し、お持ちください。詳細は、広報あづみの1月号に掲載します。

●新制度契約（平成24年1月1日以降の契約）の計算式

所得税		市県民税	
年間の支払保険料	控除額	年間の支払保険料	控除額
2万円以下	支払保険料の全額	1万2,000円以下	支払保険料の全額
2万1円～4万円	支払保険料×1/2+1万円	1万2,001円～3万2,000円	支払保険料×1/2+6,000円
4万1円～8万円	支払保険料×1/4+2万円	3万2,001円～5万6,000円	支払保険料×1/4+1万4,000円
8万1円以上	一律4万円	5万6,001円以上	一律2万8,000円

●旧制度契約（平成23年12月31日までの契約）の計算式

所得税		市県民税	
年間の支払保険料	控除額	年間の支払保険料	控除額
2万5,000円以下	支払保険料の全額	1万5,000円以下	支払保険料の全額
2万5,001円～5万円	支払保険料×1/2+1万2,500円	1万5,001円～4万円	支払保険料×1/2+7,500円
5万1円～10万円	支払保険料×1/4+2万5,000円	4万1円～7万円	支払保険料×1/4+1万7,500円
10万1円以上	一律5万円	7万1円以上	一律3万5,000円

旧契約と新契約の両方に加入している場合は、控除額の計算方法が3種類あります。①それぞれの契約で計算した合計で最高4万円 ②新契約のみを計算して最高4万円 ③旧契約のみを計算して最高5万円のいずれか有利な方法で計算してください。

償却資産申告にご注意を

会社や個人で事業を営む人が、事業のために使用している機械・器具・備品などは償却資産として申告が必要です。次の点をご確認の上、申告書の提出をお願いします。申告方法については前号（12月7日発行）の広報あづみのをご覧ください。 ☎ 税務課家屋担当 ☎ 71・2482 ☎ 72・2065

1 太陽光発電設備

個人で設置した場合でも課税の対象となる場合があります。また、一定の条件に該当する場合は、課税標準の特例が適用されますので、該当する場合は、必要書類を申告書と併せて提出してください。

●申告が必要となる場合

- ▷ 全量売電する設備 ▷ 発電した電力を設置者が営む事業に用いている設備（余剰発電を売電している場合を含む）▷ 発電した電力を自宅で使用し余剰分を売電している場合で、設備の発電出力が大きい設備

●固定資産税の軽減について

従来、経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備が軽減の対象となっていました。平成28年4月1日取得分から、当該認定を受けた太陽光発電設備は特例の対象外となり、これに代わって再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型の太陽光発電設備が特例の対象となります。

【必要書類】

平成28年3月31日までに取得した場合	平成28年4月1日以降に取得した場合
▷ 経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し	▷ 一般社団法人 環境共創イニシアチブが発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し
▷ 電気事業者と締結している「特定契約書」の写し	

2 設備投資（経営力向上設備）に関する課税標準の特例

●固定資産税の軽減について

中小企業者等が平成28年7月1日以降に取得した一定の機械装置については、取得後3年度分（場合により2年度分）についての償却資産の課税標準額が2分の1になる特例が適用になります。平成28年中に中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受け新品の機械または装置を160万円以上購入した場合は、次の必要書類を申告書に添付して申告をしてください。

【必要書類】

- ①平成28年中に認定を受けた「計画の申請及び認定書の写し」②工業会等による「仕様等証明書の写し」
- ※詳細は中小企業庁ホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>) をご参照ください。